

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 15 日現在

機関番号：12701
 研究種目：若手研究(B)
 研究期間：2008～2011
 課題番号：20730082
 研究課題名（和文）団体訴訟の民事実体法的基礎－民法・行政法・憲法からの複眼的アプローチ
 研究課題名（英文） Citizen Suit in the System of Japanese Law

研究代表者
 宮澤 俊昭（ MIYAZAWA, Toshiaki ）
 横浜国立大学・国際社会科学部・准教授
 研究者番号：30368279

研究成果の概要（和文）： 団体訴訟制度の法的構成として次の三つの類型が考えられる。①団体が、行政法理論から導かれる法的地位に基づいて行政事件訴訟制度を通じて行政主体に訴えを提起する。②団体が、私法理論から導かれる法的地位に基づいて民事訴訟制度を通じて私的主体に訴えを提起する。③団体が、行政法理論から導かれる法的地位に基づいて民事訴訟制度を通じて私的主体に訴えを提起する。

研究成果の概要（英文）： In the system of Japanese law, three types of institutionalization of Citizen Suit are possible. ①filing an action for the judicial review of an administrative disposition on the base of administrative-law-theory, ② filing a civil action on the base of civil-law-theory, ③filing a civil action on the base of administrative-law-theory.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 2008 年度 | 1,000,000 | 300,000 | 1,300,000 |
| 2009 年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 2010 年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 2011 年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 年度 | | | |
| 総計 | 3,400,000 | 1,020,000 | 4,420,000 |

研究分野：民事法学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：団体訴訟

1. 研究開始当初の背景

研究を開始した 2008 年の段階から、「個人が独占的に享受する利益（私益）」と「私益とは完全に切り離された社会全体にとっての利益（純然たる公益）」との中間に位置し、いずれにも還元しえない「集合的・公共的利益」の実現に対する法理論・法制度の構築が、大きな課題となっていた。そして、その当時から、そして現在も、この課題に関する具体的な問題として重要な位置を占めているのが、団体訴訟制度である。2006 年に、消費者契

約法の改正によって、消費者法領域において、団体訴訟制度が導入され、適格消費者団体に差止請求権が認められ、2008 年には、消費者契約法・景品表示法・特定商取引法の改正により、差止請求権の拡大が図られた。また、環境法領域やそれ以外の領域においても、その導入に向けた議論が行われていた。

しかし、その当時においては、機能的・政策的な根拠の提示はあったが、団体訴訟制度を基礎付ける実体法理論は明確に示されていなかった。このような当時の状況の要因と

しては次の三つが挙げられる。

第一は、団体訴訟制度の実体法的基礎を示すためには伝統的な私法概念を再定義することが必要となることである。森田修は、集合的利益の侵害に対する差止請求権を構成する可能性として、次の二つの方向を示していた。第一は、差止請求権が外縁の不確定な集団（消費者集団）に集合的に帰属するという方向である。この方向のもとでは、この差止請求権について消費者団体に法定訴訟担当を認めるのが団体訴訟制度となる。第二は、集合的利益について、その最良の守り手となる者（例えば消費者団体）に私権として保護請求権が帰属していると認めたとうえで、集団構成員たる個々の消費者からの個別保護請求は制限されるという方向である。ただし、いずれの構成についても、伝統的な私法概念の再定義の必要性が指摘されていた。この問題の整理からすれば、団体訴訟制度の実体法的基礎を明らかにするためには、「民法とはなにか」という基礎理論について考察まで行わなければならないが、当時の状況としては、そこまで議論が深化していなかった。

第二の要因として、この団体訴訟制度の目的となっている集合的・公共的利益は、私益と公益の中間に位置するため、本来であれば、民法学の領域の議論と行政法学の領域における議論の両者をあわせて統合的な理論を構築するという考察方法をとることが望ましいが、現実には、それぞれの領域に限定された議論が行われていたことがあげられる。

第三の要因として、憲法学の議論ともつながりをもつために、議論が極めて複雑となり、相互の関連を明らかにするための枠組みが提示されていなかったことが挙げられる。例えば、主観訴訟・客観訴訟という枠組を基礎におくと、団体訴訟制度の問題は、司法権の範囲に関する憲法学の議論とのつながりを持つてくる。この主観訴訟・客観訴訟は行政法学においても議論がなされているところであるが、民法学の議論においてはその受け皿となる議論は存在していなかった。

2. 研究の目的

本研究は、団体訴訟の民事実体法的基礎を明らかにすることを目的として開始された。具体的には、2006年の消費者契約法の改正を通じて導入された消費者団体訴訟制度の民事実体法的基礎を、損害賠償請求権の可能性も視野に入れて理論的に示すことを目標としていた。また、研究期間中の2008年に、消費者契約法・景品表示法・特定商取引法の改正による消費者団体訴訟制度の拡充がなされたため、その実体法的基礎についても研究の対象に含めることとした。

3. 研究の方法

本研究では、大きく三つの方法で考察を行った。

第一は、団体訴訟に関わる議論が、民法領域・憲法領域・行政法領域のほか、消費者法領域・環境法領域といった個別の法領域のそれぞれにおいて、どのように展開されているのかを調査し、それぞれの法領域を基礎付ける固有の基礎理論とどのように関わってくるのかを考察する方法である。この考察は、もちろん、個別法領域での正当化根拠を探るという意義も持つ考察であるが、それ以上に、他の法領域との接合を図る際の基盤を構築する、という重要な意義も持つことになる。そのため、この方法のもとでの考察においては、明示的に論じられている内容のみならず、各法領域において黙示的に当然の前提とされている理論等にも調査研究を深めることが求められた。

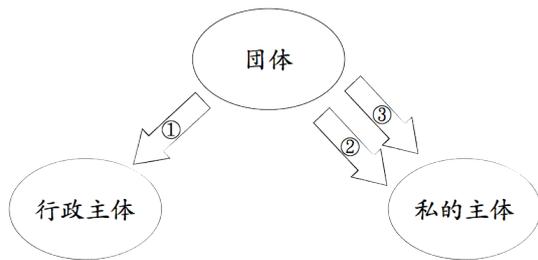
第二は、各個別法領域における議論が、他の法領域における議論とどのように関わっているのか、という問題について、第一の方法で考察した結果をもとに、明示的に論じられている部分、あるいは表層的に観察できる部分だけでなく、各個別法領域を基礎付ける根本理念をも踏まえて、考察を行うという方法である。

第三は、比較法的研究手法である。日本における団体訴訟制度の研究手法としては、ドイツ、フランス、アメリカ、ブラジルなど、外国の制度を研究する比較法的手法を採用するものが圧倒的に多い。そのため、従来の議論との接合を図るためには、比較法的研究手法による考察を行う必要があった。しかし、比較法的研究手法の持つ意義は、それにとまらない。日本法体系のもとでの団体訴訟制度を対象とする本研究においては、日本法体系の外から客観的にみる考察の結果を再考するためにも、この手法による考察が不可欠の意義を持った。

4. 研究成果

(1) 団体訴訟制度の実体法的基礎—本研究から示される議論の枠組み

本研究からの結論として、団体訴訟制度の法的構成として次の三つの類型を提示できる。①団体が、行政法理論から導かれる法的地位に基づいて行政事件訴訟制度を通じて行政主体に訴えを提起する。②団体が、私法理論から導かれる法的地位に基づいて民事訴訟制度を通じて私的主体に訴えを提起する。③団体が、行政法理論から導かれる法的地位に基づいて民事訴訟制度を通じて私的主体に訴えを提起する（次頁図参照）。



まず、行政主体に対する団体の訴えを認める制度を構築する場合は、①の類型をとることになる。①の類型では、さらに（α）行政団体に行政手続への参加権を認めたいうえで、その参加権の侵害に対する司法的救済として参加を求める給付訴訟や参加権侵害を理由とする行政処分の取消訴訟等を認めるという構成、（β）行政の適法性確保・客観的法秩序維持を目的とする客観訴訟としての構成、（γ）不特定多数者の具体的利益・環境法的利益等の従来の私人の実体的権利とは異なる性質を持つ何らかの新しい利益を観念したうえで、それを法律上の利益として団体に抗告訴訟の原告適格を認める主観訴訟としての構成、という三つの具体的構成が考えられる。βとγは、法技術的な選択関係にあるとも考えられるため、その関係の調整についての理論的検討がさらに求められる。

私的主体に対する団体の訴えを認める制度を構築する場合は、②の類型と③の類型をとりうる。②の類型は、民事実体法理論に基づいて純粋に私的主体としての認められる法的地位であるのに対して、③の類型は、行政法理論に基づいて行政の代役として認められる法的地位である。そのため、両者は、完全に相互に独立した構成と理解でき、理論的には相互関係を調整することなく併存を認めることが可能となる。

②の類型をとる場合には、その団体の法的地位を基礎付ける民事実体法理論によって、さらに次の二つの具体的構成を観念しうる。

（α）外郭秩序において二重性を帯びている利益の私的・個別的利益の側面に着目して古典的私権の体系に基づく規範群によって構成できる問題について、根幹秩序における権利根拠規範に関わるものとして構成する。

（β）二重性を帯びている利益の公共的利益の側面を直接見据え、外郭秩序における権利根拠規範に関わるものとして構成する。αの構成の場合には、古典的私権の体系に基づいて制度設計をおこなうことになる。他方、βの構成の場合には、理論的に空白となっている外郭秩序における権利根拠規範が問題となるため、その理論的根拠の構築が大きな課題となる。

③の構成をとる場合には、行政法理論として、私人による行政との議論などを踏まえて、

その正当化のために必要となる理論を明らかにする必要がある。

（2）現行法上の団体訴訟制度の分析

現行法における消費者団体訴訟制度を前述（1）に示した議論の枠組みから見た場合、まず、消費者契約法 12 条に基づく差止請求は、②-βの構成に基づくものと見るほかない。そのため、その理論的根拠となる民事実体法理論を明確に示すことが喫緊の課題となる。他方、景品表示法 10 条および特定商取引法 58 条の 4 から 58 条の 9 までによる差止請求は、②-βの構成に基づくものとも、③の構成に基づくものとも捉えることができる。立法担当官の理解は、②-βの構成をとることに親和的である。しかし、②-βの構成を基礎付ける民事実体法理論が、現時点では明らかでなく、しかも議論が未成熟である現状に鑑みれば、③の構成に沿って解釈することが適切で有るとも考えられる。

（3）今後の課題

今後の課題としては、以下の二つが挙げられる。

第一は、本稿の結論として示した前述（1）の整理に従い、それぞれの類型にそって団体訴訟制度を構築する場合、その正当化のためにどのような民法理論、憲法理論、行政法理論が必要となるのかを、類型間・構成間の相互関係をも意識しながら、それぞれの構成ごとに明確に示すための考察を行うことである。

第二は、現行法上の消費者団体訴訟制度、現在提案されている種々の団体訴訟制度を分析したうえで、その正当化のための理論的考察を、民法学、憲法学、行政法学のそれぞれにおいて行い、さらに詳細に、団体訴訟制度を実体法的に基礎付ける研究を進めることである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 17 件）

①宮澤俊昭「公益信託の理論的枠組—私法・公法・租税法からの多元的考察」信託研究奨励金論集（査読無）32 号 1-22 頁（2011 年）。

②宮澤俊昭「熊本水俣病事件と認定問題—水俣病東京訴訟」別冊ジュリスト『環境法判例百選 [第 2 版]』（査読無）64-67 頁（2011 年）。

③宮澤俊昭「判例評釈（分譲マンションの居住者が化学物質過敏症に罹患したことについて開発業者に不法行為責任が認められた事例）速報判例解説 9 号（査読無）321-325 頁（2011 年）。

④宮澤俊昭「判例評釈（売買契約締結時に有

害性が認識されていなかったが売買契約締結時に有害性が認識されていなかったがその後規制されたふっ素による土壌汚染を民法 570 条の瑕疵に当たらないとした事例)」速報判例解説 8 号(査読無)349-352 頁(2011 年)。

⑤宮澤俊昭『『被侵害利益の公共化』のすべてを不法行為法がうけとめるべきか』(査読無)近法 58 巻 2・3 号 425-479 頁(2010 年)。

⑥宮澤俊昭「判例評釈(眺望利益に基づいて隣地上の建築工事の禁止を認めた仮処分決定)」(査読無)速報判例解説 6 号 357-360 頁(2010 年)。

⑦宮澤俊昭「判例評釈(諫早湾干拓地潮受堤防の排水門の開放を 5 年に限って認めた事例)」(査読無)速報判例解説 5 号 329-332 頁(2009 年)。

⑧宮澤俊昭「集合的・公共的利益に対する私法上の権利の法的構成についての一考察(5・完)」(査読無)近法 57 巻 2 号 51-107 頁(2009 年)。

⑨宮澤俊昭「集合的・公共的利益に対する私法上の権利の法的構成についての一考察(4)」(査読無)近法 57 巻 1 号 31-91 頁(2009 年)。

〔図書〕(計 1 件)

①宮澤俊昭『国家による権利実現の基礎理論—なぜ国家は民法を制定するのか』(勁草書房、2008 年) 285 頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

宮澤 俊昭 (MIYAZAWA Toshiaki)
横浜国立大学・国際社会科学研究科・准教授
研究者番号：30368279

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし